

国民公園等の維持管理業務

公共サービス改革小委員会
公物管理分科会資料

環境省自然環境局
平成19年6月25日

目 次

1	国民公園等の沿革	1
(1)	国民公園	
(2)	千鳥ヶ淵戦没者墓苑	
2	それぞれの国民公園等の概要について	1
	皇居外苑	
	ア 皇居外苑	
	イ 北の丸公園	
	京都御苑	
	新宿御苑	
	千鳥ヶ淵戦没者墓苑	
3	国民公園等管理事務所の体制について	5
4	国民公園の管理業務の実施体制について	5
(1)	国自らが実施しているもの	
(2)	外部委託しているもの	
(3)	(財)国民公園協会について	
5	国民公園への市場化テストの導入について	6
6	国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理体制	7
7	国民公園管理業務の(財)国民公園協会との分担	8
	(参考)	
1	国民公園関係予算内訳	
2	国民公園等利用者数	
3	国民公園関係閣議決定等	
4	国民公園関係閣議決定等	

1 国民公園等の沿革

(1) 国民公園

皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑は、旧皇室苑地であって、皇居外苑は皇居の前庭として、京都御苑は平安末期以来明治新政府までの皇居である御所と、仙洞御所及び平成17年に開館した迎賓館を内に包む外苑として、新宿御苑は、戦前は一般に公開されず、明治時代中期以降、皇室主催の観桜会、観菊会にのみ一般の招待者が鑑賞を許された場所であり戦後公開され広く一般国民に開放され親しまれている。これら3苑は、白金御料地とともに昭和22年12月の閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」に基づき、「国民公園」として国の直轄管理のもとに広く一般国民に開放されることとなった。このうち白金御料地については、文部省（現文部科学省）が教育施設として整備管理することとなり、今日に至っている。皇居外苑の一部である北の丸公園は、終戦まで近衛師団司令部等が置かれており、戦後は国の機関などが置かれていた。その後、昭和38年5月の閣議決定「皇居周辺北の丸地区の整備について」に基づき、森林公園として整備され、昭和44年から国民公園皇居外苑の一部として開放されている。北の丸公園については、昭和41年1月の閣議了解で、科学技術館、日本武道館、国立公文書館及び近代美術館以外の建築物の設置は認めないこととされている。

(2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、戦前は賀陽宮（かやのみや）邸として使用され、戦後宮内庁所管地とされていた。昭和28年12月の閣議決定「無名戦没者の墓」に関する件により遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を国で建立する「無名戦没者の墓」（仮称）に納め、国の責任において維持管理するという方針のもとに、昭和31年12月の閣議決定「無名戦没者の墓」の敷地に関する件で、現在の千代田区三番町に建設することが決定し、昭和34年3月に竣工され、公園としての性格を有する墓苑として一般に開放されている。

2 それぞれの国民公園等の概要について

皇居外苑

ア 皇居外苑（北の丸公園を除く。）

皇居外苑は、重要な文化財や歴史的遺構を包含し、皇居周辺という特殊な環境も加わり、我国を代表する象徴的な公園として内外から多くの来苑者がある。苑内は面積95.6haで、皇居前広場のクロマツの点在する芝生地及び砂利の敷き詰められた広場が調和し、荘厳で明るい景観を創出している。この広場を中心に、江戸城のたたずまいを残す濠、城門などの歴史的建造物が調和し、首都東京のシンボリックな公園として親しまれている。

皇居外苑は、皇室関係行事として、毎年、新年祝賀の儀、天皇誕生日などの宮中参賀行事が行われ、皇居前広場から楠公駐車場、和田倉噴水公園にかけての混雑緩和のための対応を行っている。皇居前広場の使用については、昭和27年の皇居前広場血のメーデー事件発生後、同年12月20日に「原則として、国家的行事以外のものには使用しない取扱いとする」ことが閣議了解され、集会、催し物等に対する規制が行われ、現在に至っている。

また、皇居外苑は大規模地震発生時における千代田区の帰宅困難者支援場所に指定されているほか、馬場先濠前広場は大規模地震発生時の閣僚参集のためのヘリコプター離着陸場所として指定されている。



皇居前広場のクロマツ



信任状奉呈式の馬車列



二重橋前広場

イ 北の丸公園

北の丸公園は、面積約19.3haの森林公園として整備され、園内中央部には芝生地、池、落葉高木疎林、鳥類誘致林、花木林等を配置し、公園利用と森林としての環境維持に配慮がなされ、濠に面した外周部にはクスノキ、タブノキ、スダジイ、エノキ等の大径木が配置され、皇居の森との連続性が図られている。

公園利用の形態は、散策・休憩利用等が中心であるが、日本武道館、科学技術館、国立近代美術館及び国立公文書館等の教養施設等の利用者による付随的な利用や、近隣に多くの学校があるため、学生・生徒による課外活動等の場としても利用されている。

苑内の日本武道館では、全国戦没者追悼式及び元主クラスの国葬・準国葬等が執り行われており、その際に苑内全体の規制や皇居外苑における駐車場の確保等への協力等を行っている。

また、北の丸公園は千代田区の帰宅困難者のための一時避難場所に指定されている。



中の池西側より公園中央を望む



武道館（正面）

京都御苑

京都御苑は、京都市の中心部に位置する東西約700m、南北約1300mのほぼ長方形の区域であり、幕末期までは、御所を囲み、宮家や公家屋敷が集中する特別な空間だったが、明治期以降これら屋敷の大半は撤去された。現在、外周は石積土塁で囲まれ、市街地とは9カ所の御門と5カ所の切通しで出入りする。

京都御苑はこの区域のうち、京都御所、大宮御所、仙洞御所及び迎賓館等の施設を除いた面積約63.3haで、公家屋敷等の遺構が保存され、由緒ある景観を維持する庭園としての機能はもちろん、散策や休息等憩いの場としての利用、自然観察会等自然とのふれあいや歴史探勝の場としての利用、さらには市民スポーツの場など多様な機能を備え、多くの人々に親しまれている。

京都御苑においては、行幸啓の際や国賓の迎賓館来館の際に、苑内規制や警備の徹底を図っている。(平成17年ブッシュ米大統領来訪時には京都御苑を3日間閉鎖することとなった。)また、京都御所の春、秋の一般公開、葵祭・時代祭の際の利用者集中混雑に対する苑内管理の徹底を図っている。

また、京都御苑は京都市の広域避難場所に指定されている。



建礼門前大通り



葵祭(加茂神社例大祭)

新宿御苑

新宿御苑は、明治39年に完成した皇室庭園で、昭和24年より一般に公開され、イギリス風景式庭園とフランス式整形庭園、そして日本庭園からなる日本を代表する庭園であり、58.3haの苑内には、約1,500本の桜のほか四季にわたり花を觀賞できるように全苑において花木の整備が行われており、大都会のオアシスとして四季を通して多くの人々に親しまれている。

新宿御苑においては、毎年4月に総理主催の桜を見る会が開催され、一般利用者の入場制限を行っている。また、11月には環境大臣主催の菊を觀る会を開催している。この菊は皇室由来の伝統菊で、菊栽培温室で栽培が行われている。桜や菊の季節には、利用者が集中するため混雑する。さらに、皇族、元皇族、国賓等の来苑の際には関係省庁や地元警察との十分な連携を図り管理を行っている。新宿御苑で行われた、平成元年の昭和天皇の大喪の礼では、斎場の施設建設等のため苑内を約2ヶ月間に渡って完全閉鎖することとなった。

さらに、新宿御苑は、(社)日本植物園協会による絶滅危惧植物の生育域外保全の拠点園となっており、昨年4月には「植物園の保全活動に関するアジェンダ」に登録され、生物多様性条約締約国会議において承認された、絶滅危惧植物の生息域外保全対策及び希少植物保護増殖事業を觀賞温室等を活用して行っている。

また、新宿御苑は新宿区・渋谷区の広域避難場所に指定されている。



新宿御苑全景



イギリス風景式庭園



内閣総理大臣主催「桜を見る会」

千鳥ヶ淵戦没者墓苑

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、戦後海外各地から収集された戦没者の遺骨のうち、遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨が安置されている。1.6 haの苑内は、外周は主として常緑高木が植栽され、内部は低木を主とし、要所に高木を配して整然とした苑地を形成し、明るく清浄な雰囲気となっている。

毎年5月に実施される厚生労働省主催の拝礼式、(財)千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会主催の秋季慰霊祭には、皇室の御臨席並びに内閣総理大臣等の来賓が出席しており、その他、各種団体による戦没者追悼式、追悼慰霊式、供養法要等が執り行われている。

また、墓苑は環境省防災業務計画に基づき、環境省本庁舎が被災し庁舎が使用できない場合の参集場所に指定されている。



墓苑全景

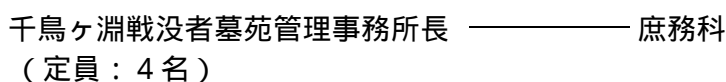
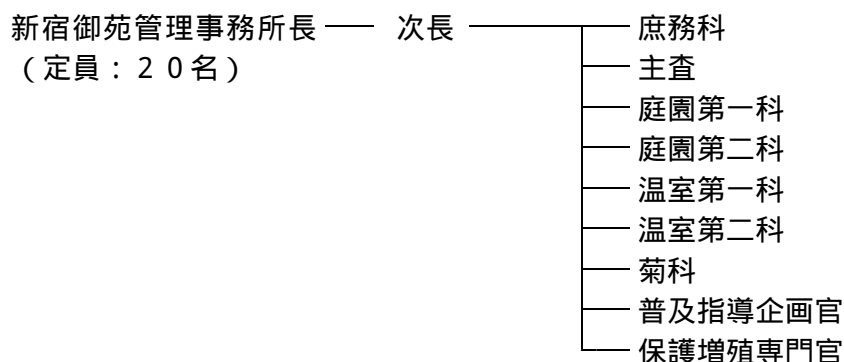
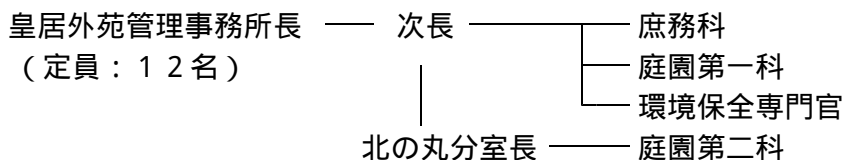


六角堂

3 国民公園等管理事務所の体制について

昭和46年7月の環境庁発足に伴い、国民公園等は厚生省から環境庁に移管された。当時の管理事務所の定員は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑を含め105名であった。その後、定員削減により造園手、巡視といった職員が減少を続け、昭和58年5月の新行革大綱の閣議決定により、これらの職種については、当該職員が退職後は原則として補充しないこととされ、現在に至っている。

平成18年度末現在の各事務所組織及び定員は次のとおり。



4 国民公園の管理業務の実施体制について

(1) 国自らが実施しているもの

- 施設の維持管理業務
- 国有財産法に基づく使用許可等の事務
- 管理規則に基づく事務
- 巡視
- 利用者指導業務
- 広報
- 案内業務
- 静謐、安全の確保

(新宿御苑)

- 温室管理栽培業務
- 希少野生植物の保護増殖事業
- 菊栽培管理業務
- 入苑料徴収業務

(皇居外苑)

- 濠の水質保全及び生態系保全

(京都御苑)

- 生態系の保全

(2) (財) 国民公園協会に委託して実施しているもの (以下の業務の一部又は補助作業)

- 清掃業務
- 庭園管理業務
- 植生管理業務
- 巡視
- 利用指導業務

- ・ 広報・案内業務
- (新宿御苑)
- ・ 温室管理栽培業務 ・ 菊栽培管理業務 ・ 発券業務

(3) 外部委託しているもの

- ・ 危険木伐採 ・ 高所枝打ち ・ 外来魚駆除(皇居)

(4)(財)国民公園協会について

(財)国民公園協会は、旧皇室苑地であった皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑が昭和22年12月の閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」に基づき、国民公園として位置づけられることとなったことを受け、政府の施策に協力し国民公園の特質及び価値を保存するとともに国民公園としての美化建設と利用の促進を図り、文化的国民福祉の増進に寄与することを目的として、有志の活動により3苑にそれぞれ保存協会が発足した((財)皇居外苑保存協会：昭和26年2月設立、(財)京都御苑保存協会：昭和30年12月設立、(財)新宿御苑保存協会：昭和24年9月設立)。この時期は、戦後の混乱期であり、国の財政は逼迫しており、予算確保も十分ではなかったことから、3苑それぞれに管理業務への協力が行われた。その後、昭和57年8月1日に3つの協会が統合され、(財)国民公園協会が設立された。(平成16年8月1日、名称を(財)国民公園協会に変更)

こうした経緯から、国民公園の開苑当初から同協会は、3苑の維持管理について、その一部を環境省(当初は厚生省)に協力しながら実施するとともに、行政改革の推進による管理事務所職員の削減による維持管理業務を、環境省からの委託を受け実施している。

(財)国民公園協会は、それぞれの国民公園において、歴史的な経緯や庭園管理や菊の栽培・展示に関する技術的知見等を有しており、各国民公園の特性を十分に習得していることから、平成18年度までは随意契約により管理委託業務を実施した。

平成19年度の契約については、昨年の随意契約見直し計画に則り、3苑の管理業務及び新宿御苑の菊栽培・展示業務について企画競争を実施した。新宿御苑の管理委託業務については、同協会を含め4者より企画書の提出があり、企画提案会を行い各者より説明を受け、企画審査委員会において審査したところ、当該業務の実施に必要な能力を有し、高い利用者サービスが期待できることから高い評価を得た(財)国民公園協会を選定した。

それ以外の委託業務については、同協会以外から企画書の提出がなかったため、審査のうえ同協会を選定し委託している。

5 国民公園への市場化テストの導入について

国民公園は、旧皇室財産が開放された経緯があり、歴史的遺構等が含まれていることや戦後60年にわたり豊かな自然と安寧秩序が保たれてきた。また、政府主催の国家的行事や国賓対応、さらに皇室関係行事にも使われるという特別な利用がされている。さらに、皇居外苑や京都御苑は、物理的にも皇室関係施設と隣接しているという位置関係にある。

このため、皇室との円滑な関係を維持し、関連する行事などを円滑に実施できるよう、国が直接管理事務所を設けて管理を行うとともに、日常の庭園管理についても、安全を最重視した厳格な管理が必要であることから、民間の創意、工夫の活用を否定するものではないが、競争入札により受託者選定を行うことにはなじみにくいと考える。

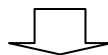
6 国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理体制

国民公園の維持管理

国有財産法、国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理規則(省令)に基づく許認可業務
植栽管理、建物等施設管理、清掃、利用者サービス等の維持管理業務



限られた予算、人員の下において、旧皇室苑地としての質の高い庭園管理を実施



国が直接管理を実施



国の直接管理

施設の維持管理業務、国有財産法に基づく使用許可等の事務、管理規則に基づく事務、巡視・利用者指導、広報・案内業務、静謐、安全の確保
新宿御苑: 入苑料徴収業務、希少野生植物の保護
増殖事業、菊栽培管理業務
皇居外苑: 濠の水質保全及び生態系の保全
京都御苑: 生態系の保全

(財)国民公園協会に一部を委託

清掃業務、庭園管理業務、植生管理業務、巡視・利用者指導、広報・案内業務、
新宿御苑: 温室管理栽培業務、
菊栽培管理業務、
発券業務

民間に発注

・危険木伐採
・高所枝打ち、
・外来魚駆除(皇居)

7 国民公園管理業務の(財)国民公園協会との分担

管理事務所業務

施設の維持管理業務、国有財産法に基づく使用許可等の事務、
管理規則に基づく事務、巡視・利用者指導、広報・案内業務、
静謐、安全の確保

新宿御苑：入苑料徴収業務、希少野生植物の保護増殖事業、
菊栽培管理業務

皇居外苑：濠の水質保全及び生態系の保全

京都御苑：生態系の保全

清掃業務、庭園管理業務、植生管理業務、
巡視・利用者指導、広報・案内業務

新宿御苑：温室管理栽培業務、菊栽培管理業務、
発券業務

(これら業務の一部又は補助作業)

(財)国民公園協会の業務

・危険木伐採
・高所枝打ち、
・外来魚駆除(皇居)

民間業者に発注

(参 考)

1 国民公園等関係予算内訳

(維持管理費内訳) (単位：千円)

公園名	平成17年度	平成18年度
皇居外苑	276,083	256,644
北の丸	36,555	36,555
京都御苑	116,418	115,562
新宿御苑	245,930	245,357
千鳥ヶ淵墓苑	10,377	10,377
合計	685,363	664,495

2 国民公園等管理事務所の定員の推移

(単位：名)

公園名	昭和46年度	昭和56年度	平成3年度	平成13年度	平成18年度
皇居外苑	28(23)	20(15)	11(6)	9(3)	8(2)
北の丸	6(4)	6(4)	5(3)	4(2)	4(2)
京都御苑	16(9)	13(6)	12(4)	10(2)	10(2)
新宿御苑	51(31)	42(22)	29(9)	26(5)	20(4)
千鳥ヶ淵墓苑	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)
合計	105(69)	85(49)	61(24)	53(14)	46(12)

()内数字は行(二)職員数

3 国民公園等利用者数

(単位：千人)

公園名	平成17年度	平成18年度
皇居外苑	2,577	2,725
北の丸	2,356	3,178
京都御苑	4,015	4,015
新宿御苑	1,256	1,192
千鳥ヶ淵墓苑	161	161
合計	10,365	11,271

千鳥ヶ淵戦没者墓苑の数字は参拝者数

4 国民公園関係閣議決定等

旧皇室苑地の運営に関する件

昭和22年12月27日 閣議決定

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のため確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。

要領

- 一 旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。
- 二 旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。
- 三 旧皇室苑地を差当り国民の利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。こと。
 - イ 宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること。
 - ロ 新宿御苑は、国民庭園として一般に開放するとともに国民芸術の向上に資する諸施設を整備すること。
- ハ 白金御料地は国立自然園として自然科学の研究及び自然観察の場として利用する傍ら、動物園及小運動場等の設備をすること。
 - ニ 適当な箇所に簡易な野外休養施設を整備すること。

旧皇室苑地整備運営計画に関する報告（昭和24年4月20日）

旧皇室苑地運営審議会会長 吉田 茂
内閣総理大臣 吉田 茂 殿

本議会は、昨年12月28日の閣議決定に基き、本年3月以来旧皇室苑地の整備及び運営の大綱について、昭和22年12月27日の閣議決定の趣旨に従い、慎重審議の結果、別紙の如き結論に達したので、ここに報告する。

政府は、これら苑地の整備運営に当たっては、この報告を十分に尊重して、速やかに適切な措置を講ぜられるよう切望する。

別紙

旧皇室苑地整備運営計画に関する答申

方針

旧皇室苑地は、昭和22年12月27日「旧皇室苑地の運営に関する件」の閣議決定の趣旨に基き、平和的文化国家の象徴として、永久にこれが保存を図るとともに、できるだけ広く国民の福祉に寄与するため、次の要領により運営するものとする。

1. 由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存をはかること。
2. 必要に応じ、史蹟、名勝、天然記念物又は風致地区として指定すること。
3. 各苑地の特殊性を活かし、国民生活に適合した整備運営を行うこと。
4. 緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整をはかり、周辺地域の整備をも併せて行うこと。
5. 各苑地の特性に照らし、これと関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、又は利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと。
6. 現在公開していない苑地（新宿御苑及び白金御領地）については、所要の施設を整備し、なるべく速やかに公開すること。ただし苑地の維持管理又は建設のため必要があるときは、

入苑ならびに公開区域を適当に制限すること。

7. 所管官庁に学識経験者を以て組織する審議機関を設け重要事項を審議し、各苑地の運営に遺憾のないようにすること。

皇居外苑

1. 国民広場として公開すること。
2. さしあたり照明、管理所、水呑場、便所等所要の施設を整備すること。
3. 将来は迂回道路を設ける等交通制限上所要の整備を行い、広場としての価値を向上すること。
4. 価値ある箇所は史蹟として指定すること。

新宿御苑

1. 国民庭園として広く国民の利用に供すること。
2. さしあたり原状の回復に努めることとし、なかんづく次の諸施設を復旧すること。
御殿、翔天亭、楽羽亭、温室、四阿、芝生、下水道、橋、護岸施設等
3. なるべく速に次の諸施設を設けること。
児童遊園、運動広場、休憩所、水呑場、駐車場、便所等
4. 菊の栽培を復活し、桜樹の保護に努めること。
5. 将来は若干の小動物を飼育する施設等をも設けること。
6. 現在予定されている都市計画街路との調整を至急にはかること。
7. 苑内にある宿舎については将来適当なる処置を講ずること。
8. 価値ある箇所は名勝として指定すること。

白金御料地

1. 自然教育園として原状の保護、保存をはかるとともに、学校及び社会一般の利用に供すること。
2. さしあたり教育上必要な資料、標本等を展示し、実験、実習用の施設を設けること。
3. なるべく速やかに休憩所、管理所、水呑場、便所等公開に必要な諸施設を設けること。
4. 将来は野外教室、教材植物園、教材小動物園、実験実習用圃場および児童遊園を設けること。
5. 価値ある箇所は史蹟および天然記念物として指定すること。
6. 現在予定されている都市計画街路との調整を至急にはかること。

京都御苑

1. 国民庭園として公開すること。
2. さしあたり次の諸施設を整備すること。
苑路、橋、下水道、照明、水呑場、便所等
3. なるべく次の諸施設を在すること。
運動広場、児童遊園、休憩所等
4. 苑地に近接する区域（例えば西南隅宮内官舎、旧皇宮警察の建物等）に対し将来適当な処置を講ずること。
5. 価値ある箇所は史蹟として指定すること。

附 記

旧宮内府京都地方事務所建物ならびに附属施設は京都御苑運営に不可欠につきこれを分離せざること。

旧皇室苑地の運営に関する件

昭和22年12月27日 閣議了解

- 一 厚生省に於て国立公園に準ずる取扱いをすること。
- 二 総合計画を樹立する権威ある委員会を厚生省に設置すること。
- 三 場所そのものの管理は厚生省に於て行うこと。

皇居周辺北の丸地区の整備について

昭和38年5月21日 閣議決定

皇居周辺北の丸地区（以下「北の丸地区」という。）は、従来東京都の事業として整備を行ってきたが、今後は早急に国が直轄してこれを行うこととし、このため関係各省庁において次のように措置することとする。

記

- 一 北の丸地区は皇居外苑の一部とし、森林公園として整備することとし、その建設及び維持工事に必要な業務は、関係省庁の協力を得て、建設省が行うこととする。
- 二 北の丸地区に現存する官公庁施設等の移転については、建設省において関係各省の協力を得て早急を実施することとする。
- 三 既に東京都に無償貸付した当該地区内の土地の処理については大蔵省が、当該地区内に現存する民間施設の除却等その整備を推進するため必要な事業等については建設省が、それぞれ東京都と緊密に連絡し、その協力を得て、措置することとする。

「無名戦没者の墓」に関する件

昭和28年12月11日 閣議決定

太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によって収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことができないものの遺骨等については、おおむね左により行うこととする。

- 一 遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を納めるため、国は「無名戦没者の墓」（仮称、以下「墓」という。）を建立する。
- 二 「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の遺骨であって遺族に引き渡すことができないものとする。
- 三 「墓」の規模構造については、関係方面の意見を徴したうえ所要経費とともに別途決定するものとする。
- 四 「墓」の維持管理は、国の責任において行うものとする。

随意契約見直し計画（抜粋）

平成18年6月
平成19年1月改定
環 境 省

1．随意契約の見直し計画

平成17年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争入札に移行することはもちろん、それが困難なものでも、極力企画競争・公募を行うこととした。